

○江崎委員長 次に、階猛委員。

○階委員 民主党の階猛です。

会社法の審議、最終の私からの質問をさせていただきます。

この委員会でも、これまで何度も社外取締役を置くことが相当でない理由というのは何なのかと、いうことが議論されてきました。実は、十八日の参考人質疑、政務三役の方はいらっしゃいませんでしたけれども、その中で、社外取締役の候補者について、検討したけれども適任者が見当たらなかつたということを説明すれば、相当でない理由に当たるような、そういう議論がありました。

しかし、私の考えでは、今のような説明では、単に置くことができなかつた理由にすぎなくて、置くことが相当でない理由には当たらないのではないかと思いますけれども、この点、局長、いかがでしようか。

- ◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取されることのないようお願いいたします。

○深山政府参考人 先日も御答弁いたしましたけれども、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない以上、置かない理由とが必要でない理由を説明するだけでは足りません。社外取締役を置くことがかえつてその会社にマイナスの影響を及ぼすというような事情を説明しなくちやいけない。

この観点からしますと、適任者がいないというだけの説明では、相当でない理由の説明とは認められないものと考えております。

○階委員 今の点は重要だと思いますので、確認させていただきました。

その上で、参考人質疑で、太田先生という方から、手元に資料がいつているかと思いますが、二つの点で御意見があります。ちょっと私の方からお尋ねさせていただきます。

一つ目は、この資料の方に書かれておりますけれども、ライツオファーリング、昔だと株主割り当て増資ということになるんでしょうか、その利用拡大のために、今回の会社法改正によって、割り当て通知のタイミングが後ろ倒しになつたつまり、早くに資金調達ができるようになったということであります。

ただ、問題点としては、今回の会社法の改正が一年半後に施行ということございまして、この部分については、資金調達の便宜を図るという意味で、なるべく早く、施行期日を他と切り離していくべきではないかという点がありました。この点についての御見解を伺いたいのが一点。済みません、続けて。もう一つは、その下に書

いてあることでございますが、法制審議会の答申においては、金商法上の公開買い付け規制に違反した者による議決権行使に対し他の株主から差しとめ請求ができるということがあつたんですけれども、これが法案審査の際に抜け落ちてしまつたということがあつたようです。これがなぜそうなつたのかということについてお聞かせいただきたい。またあるいは、本来であれば盛り込むべきではなかつたかと思うんですが、この件についての御見解をお聞かせいただければと思います。

○谷垣国務大臣 階委員のまず最初の御質問であります。私どももこういう御指摘があるということは承知しております。

しかし、実務上と申し上げちやいけないんです。が、改正法案は、コーポレートガバナンスの強化、それから親子会社に関する規律の整備を図るものであります。もちろん、成立していただいたら早期に施行していかなければいけないんですが、改正内容は多岐にわたつておりますし、それから、つくるければならない法務省令も相当大きな分量になるものであるというふうに考えております。そういういたしますと、規律内容の周知を図るにかなり時間がかかるのではないかと私は思つております。やれば、いろいろ資金調達上、極めていいという御見解があるのはよくわかりますが、果たして、これだけの大きなボリュームのあるものを改正していくときに、私どもは、全体の、準備して周知を図つていくことの方を重視したというふうに申し上げられると思います。

それから、二番目の、金融商品取引法違反の問題でございますけれども、確かに、これは法制審議会で取りまとめて要綱をつくっていた段階では、金融商品取引法上の規制に違反した者に議決権行使差し止めを請求することができるという内容が入つておりました。

しかし、その後の政府部内における検討過程で、金融商品取引法における公開買い付け規制の違反があつたからといって、株式売却の機会を奪われた株主に対して、損害賠償請求等による損害の回復という方法を超えて、他の株主の基本的な権利である議決権行使の差し止め請求権まで認めるのが相当かは疑問であるという強い御指摘がございました。そこでこのような規定になつたわけでございます。確かに、法制審議会の御議論をいたしました先生方からは御疑問の声が出ていることも事実でございます。

他方、考えてみますと、なぜこのような議論が出てきたかということは、これは私のある意味で想像でございますが、先ほども鷲尾委員が、金融商品取引法上のいろいろな問題と会社法上の扱いを統一したらどうだということをおっしゃいましたが、やはり基本、金融商品取引法で一般の投資者や何かを保護するというのであれば確かにそういう発想が出てくるだらうけれども、基本法の立てつけとして、特にその一番基本である株主議決権の行使というところは、会社法でいえば一番根本的な根幹部分であつて、そこにそういう制限を入れていくことに対する、何というか、全体の仕組み上の疑問が出てきたなという感じを私は受け

ております。

私の理解が正しいかどうかわかりません。この辺は民事局長等々にさらに詰めていた方がいいと思いますが、私はそんな感じを持つております。一つの問題点だなというふうに感じておられます。

○階委員 時間の関係で詰めませんけれども、今大臣がおっしゃつたような根本的なことについては、多分、法制審議会でも十分勘案した上でのような答申になつているはずですから、ちょっと今の説明では腑に落ちないなということが一つと、これは二年後に見直しという規定もありますので、その際にはもう一度検討していただきたい。

あと、前段のライツオフアーリングの施行期日の件ですけれども、まさに金商法の世界では、大部な法律でしたけれども、項目によつては先行して実施、つまり施行期日を切り分けているというケースもございます。市場関係者あるいは会社実務の担当者にとっては、やはりタイム・イズ・マネーといいますか、やれるものは何でも早くやろう、そのための労はいとわないというのが私はスタンダードだと思っていますから、先ほどの法務省的な考え方方は時代おくれではないかということを言わせていただきます。

それから、テーマをかえます。

先般の私の質疑でちょっと中途半端になつてしまつた、株式会社の社会貢献についてということであります。

ベネッセのケースを申し上げました。あのケー

スでは、個人の大株主さんが、社会貢献のために、自分の持つてある自社株を寄附するというお話をした。しかし、多くのケースでは、特に株式の時価が高いような会社においては、もはや株主が個人でたくさん株を持っているということは少ないだろうと思っています。

そこで、株式会社の社会貢献という観点から、株式会社自身が、公益法人を支援するために、自社株を取得して公益法人に寄附をさせたりする、こういうこともやつたらどうかと思うんですが、そのためにはどのような手続が必要かということを局長からお願ひします。

○深山政府参考人 お尋ねの、株式会社が自己株式を処分して、それを公益法人に保有させる、公益法人に寄附なりして譲るというためには、まず最初に株主総会の特別決議が必要です。もつとも、公開会社で有利発行に当たらない場合には、取締役会決議にかえることも許されますが、原則は株主総会の特別決議という重い手続が必要です。

その上で、その公益法人からの引き受けの申し込みを会社の側が受ける、これに対して会社の側はその株式を公益法人に割り当てる、割り当てるを受け引受人という地位を取得しますが、引受人となつた公益法人は出資の履行を定められた期日に対する、このことによつて自己株式が公益法人に移転する、こういうことになります。

○階委員 今、有償で割り当てるなどを念頭に置いた御答弁だつた気がしますけれども、寄附といふことですから、公益法人が無償で株を取得するということを私は念頭に置いています。

ただ、無償で株式会社が自己株を譲り渡すといふと、要するに、自己株であれ会社の資産でございますから、資産を無償で譲渡する、寄附するとということは、株式会社の取締役の善管注意義務違反とか忠実義務違反を現行法では問われるような気もするんですが、こうした懸念についてはどのような見解になりますでしょうか。

○深山政府参考人 具体的な事案で、どういう事情のもとで、どういう手続で寄附がされるのかとということになるわけですから、善管注意義務違反あるいは忠実義務違反に取締役が問われ得るかというお尋ねであるとすると、それは、自己株式を処分する手続に瑕疵があった場合、あるいは、場合によってはですけれども、経緯や判断内容の合理性を欠くような場合があるとすれば、このようないい務違反が問われ得るとは思います。

○階委員 では、逆に聞きますけれども、無償で自己株式を公益法人に寄附しても、これは適法だ

といふことも十分にあり得るということによろし

いですか。

○深山政府参考人 結論的に申し上げれば、そのような場合も十分にあると思います。そのことが企業価値の増大につながる、例えば企業の評価が上がる、評判が高くなる、そのことが総じて言えば企業価値の増大につながるというような場合は、企業も一つの社会的存在ですから、そういう公益的な活動に寄附をするということは許される、問題にならないという場合があると思います。

○階委員 ありがとうございます。

なぜこうした話をしているかというと、公益法

人に限らず、例えば今、震災の復興に関係して、被災地で鉄道の復旧というのが問題になつております。具体的には、山田線という宮古と釜石の間のJRの路線がまだ復旧されてなくて、宮古以北、それから釜石以南、これは第三セクターでもう復旧が先日されました。間の山田線がまだ通つていなくて、何が問題になつているかというと、JR

が、復旧工事はするなんけれども、運営はもう第三セクターに以北の部分、以南の部分とあわせて全部任せたい、その後、もし赤字が出たとしても、当初十年分ぐらいはJRで面倒を見るけれども、未来永劫、面倒を見ることはできません、こんなことを今JRの方は内々言つているようなんですね。

ただ、確かに、未来永劫、毎年毎年、お金を寄附し続けることは大変なかもしませんが、お金ではなくて自己株ということであれば、意識的に寄附をしなくても、配当という形で経営支援ができるいくということで、先ほどの局長は、企業価値の増大につながるかどうかと、そこは微妙なところもあるのかもしれません、ただ、私は、社会貢献には大きく資するものであつて、株主の理解も得られるのではないかと思つています。

こうした取り組みについて私は後押ししていくたいと思います。もし現行法制に問題となるべき点があれば、私は会社法の改正なりということを考えるべきではないかと思つています。

こうした問題意識を持っておりますけれども、大臣として、こうした問題について検討され、また、必要があれば立法ということについても考

ていただけないかということが、私の要望であります。質問です。

○谷垣国務大臣 企業の社会貢献というのは望ましいことでもあり、特に今委員がおっしゃったように、あれだけの震災復興、ずたずたに切り裂かれた鉄道をどういうように再建していくかというの

は大変大事なことだと思います。

ただ、今政府委員と先生の質疑を私聞いておりまして、会社法制として今のようなことを、社会貢献をしていくことはいいんですけど、どこまで取り込めるかというのは、先ほど申し上げたような利益相反であるとかあるいは取締役等々の善管注意義務というのは、当然、企業法制としては欠くことができない分野でございますね。ですから、今の局長の答弁も、例えば株主総会の特別決議等々をやればできるということを言つていたと思いますが、実際上、なかなか簡単ではないですね、特別決議。

さて、そこをどういう仕組みがつくれるかといふのは、今伺いながらも、会社法の基本法制の中で外してしまふようなことはなかなかできないんだろうと思うんです。どういう手法があり得るのかというのは私どもも検討課題でございますが、相当さまざま分野から検討しませんと、会社法制という枠内では相当難しいなと。今の伺つていての感想でございますが、そんな感じはちょっと持つております。

○階委員 これはぜひ政府の中でも、実は、今個別の鉄道の例を申し上げましたけれども、例えばNPOとかでも、被災地の復興に関連して、仮設

住宅の見回りとかそういうことをやつてているところがあつて、従来、補助金でやつていただけれども、そろそろ補助金も切れてくる。そうすると、自前で資金調達をしなくちやいけないんですけども、当初は寄附がたくさん入つてきただけれども、震災から時間がたてばたつほど、そういう寄附をされる方が少なくなつてきます。しかしながら、株の配当ということであれば、一回寄附してしまえば、これは会社の業績が悪くならない限り安定的な収入源になるわけですね。

だから、私は、これは、これから国の財政が厳しい中で、民間の力でもつて公共的な仕事を続けていくための一つの有力な選択肢になり得るのではないか、政府の中でもぜひ横断的に考えていただければなと思っています。

最後に一言だけ、その点について御見解をお願いします。

○谷垣国務大臣　これは、どういう形で今後、会社法制というだけではおさまらない問題だと思います。長続きする視点で、被災地の復興を遂げていくという制度があり得るのかという、幅広い観点から検討しないと、なかなか答えは出てこないのかなというふうには思つておりますが、委員の問題提起を私も受けとめたいたいと思います。

○階委員　ありがとうございます。

質問を終わります。